

平成23年9月定例会（9月議会）

予算特別委員会農林水産分科会・  
農林水産委員会付託議案関係資料

平成23年9月15日

農 林 水 産 部

# 目 次

## ○ 予 算

- 1 (新) 震災被災者就農研修事業（新規就農総合対策事業）〔農林政策課〕 ----- 1
- 2 (拡) 農林水産技術センター研究補助員育成事業〔農林政策課〕 ----- 2
- 3 (拡) 水と緑に包まれた秋田の原風景を守り継ぐ県民運動推進費〔農山村振興課〕 -- 4
- 4 (拡) 青果物・花き価格安定対策事業〔流通販売課〕 ----- 5
- 5 (拡) あきたを元気に！農業夢プラン実現事業〔水田総合利用課〕 ----- 6
- 6 (新) カドミウム汚染米買入基準調査分析事業  
(土壌環境総合対策事業)〔水田総合利用課〕 ----- 8
- 7 (新) 肉用牛経営緊急支援対策事業〔畜産振興課〕 ----- 11
- 8 (新) 緊急農村整備事業（災害復旧支援型）〔農地整備課〕 ----- 14
- 9 (拡) 県魚ハタハタまるごと販売事業  
(戦略水産物資源増大・消費拡大事業)〔水産漁港課〕 ----- 15

## ○ 条 例

- 1 秋田県卸売市場条例の改正について〔流通販売課〕 ----- 18

**1 震災被災者就農研修事業（新規）**  
**【緊急雇用創出臨時対策基金】**  
**（新規就農総合対策事業）**

農林政策課

本県での就農を希望する東日本大震災の被災者の円滑な就農を進めるため、県内の農業法人等で被災者を雇用して行う研修を実施する。

1 事業内容

- |   |   |              |
|---|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 啓発・準備研修</li> <li>(2) 未来を担う人づくり対策</li> <li>(3) 就農準備実践研修（ステップアップ研修）</li> <li>(4) “あきたで農業を” 推進事業</li> <li>(5) 雇用人材活用型農業法人等応援事業</li> <li>(6) 就農促進サポート事業</li> <li>(7) 県受入体制整備費</li> <li>(8) 雇用就農サポート事業</li> <li>(9) 新規参入者等受入体制整備モデル事業</li> <li>(10) 農業経営テイクオフ支援事業</li> <li><b>(11) 震災被災者就農研修事業（新規）</b></li> </ul> | } | 当初予算分        |
|   |   | <b>9月補正分</b> |

- ア 対象者 被災者（新たな品目に取り組む場合、既に農業者であっても対象）
- イ 研修生数 5人
- ウ 研修期間 平成23年11月～平成25年3月（最長17ヵ月間）
- エ 支援内容 研修生の人件費（月額15万円程度）

2 事業主体

県（秋田県農業会議に委託）

3 予算額

4,135千円（繰入金）

内 訳	{	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料 4,135千円</li> <li>人件費 3,750千円</li> <li>推進事務費 188千円</li> <li>消費税 197千円</li> </ul>	}
-----	---	---	---

4 事業年度

平成23～24年度

5 債務負担行為限度額

9,765千円（24年度分）

## 2 農林水産技術センター研究補助員育成事業（拡充）

【緊急雇用創出臨時対策基金】

農林政策課

農林水産技術センターの各試験研究機関において、研究員の補助等を行う者を雇用する。

### 1 事業内容

(1) 当初予算分 23名（33,966千円）

(2) 6月補正分 1名（1,642千円）

(3) 9月補正分 17名

#### ア 農業試験場

- ・ 作業内容 ①：大根の種子選別業務  
②：大豆の種子選別業務
- ・ 雇用人数 ①：2名  
②：2名
- ・ 雇用期間 ①：平成23年10月～平成23年12月（3ヵ月）  
②：平成23年11月～平成24年3月（5ヵ月）

#### イ 果樹試験場

- ・ 作業内容 果樹栽培管理技術者の育成支援業務
- ・ 雇用人数 4名
- ・ 雇用期間 平成23年11月～平成24年10月（12ヵ月）  
※ 平成24年度分は債務負担行為を設定

#### ウ 畜産試験場

- ・ 作業内容 場内にある立木の間伐等の環境整備業務
- ・ 雇用人数 8名
- ・ 雇用期間 平成23年10月中旬～平成23年12月中旬（2ヵ月）

#### エ 水産振興センター

- ・ 作業内容 アユ種苗の生産管理業務
- ・ 雇用人数 1名
- ・ 雇用期間 平成23年10月～平成24年3月（6ヵ月）

### 2 事業主体

県（直接雇用）

3 予算額

11,058千円（繰入金 11,003千円、諸収入 55千円）

内 訳	・人件費（17名分）	10,662千円
	賃金	8,793千円
	通勤手当	366千円
	社会保険料等	1,503千円
	・物件費	396千円

4 事業年度

平成23～24年度

5 債務負担行為限度額

4,484千円（24年度分）

### 3 水と緑に包まれた秋田の原風景を守り継ぐ 県民運動推進費（拡充）

農山村振興課

農業用排水路等の老朽化が進む中、補修・更新等を効率的に行う地域の取組を「向上活動支援交付金」により支援する。

#### 1 事業内容

- (1) 共同活動支援交付金
  - (2) 農地・水・環境保全向上活動推進交付金
  - (3) 向上活動支援交付金（新規） 9月補正分
- } 当初予算分

市町村等と協定を締結した活動組織等が行う、農業用排水路などの補修及び更新活動に対し、交付金を交付する。

- ア 事業費 135,000千円（うち県費22,500千円）
- イ 交付基準 6,600円／10a相当
- ウ 負担割合 国1／3 県1／6 市町村1／6 地元1／3
- エ 交付予定面積 2,045ha（15市町、79地区）

#### (4) 農地・水保全管理支払推進交付金（新規） 9月補正分

(3)に係る確認事務等を行い、本対策の円滑な推進を図るための事務的経費を交付する。

- ア 事業費 1,400千円（全額国費）

#### 2 事業主体

1の(3)：活動組織（一定の地域を活動範囲として、農業者や農業者以外の地域住民など、多様な主体が参加する組織）等

1の(4)：市町村

#### 3 予算額

23,900千円（一般財源 22,500千円、国庫補助金 1,400千円）  
〔負担金補助及び交付金 23,900千円〕

#### 4 事業年度

平成23～27年度

[参考] 国事業名は「農地・水保全管理支払交付金」

## 4 青果物・花き価格安定対策事業（拡充）

流通販売課

青果物や花きの生産振興と消費者への安定的な供給を図るため、国・県・生産者等の負担金を財源とする基金を造成し、価格が一定水準以下に下落した場合に生産者に価格差補給金の交付を行う。

### 1 事業内容

基金造成額の確定にともない、必要額について補正を行う。

#### (1) 特定野菜価格安定事業費補助金（国庫）

ア 対象品目	秋田県対象品目 7品目 (アスパラガス、えだまめ、すいか、生しいたけ、やまのいも、かぼちゃ、さやいんげん)
イ 対象産地	21産地
ウ 負担割合	国・県・生産者等 各3分の1
エ 事業費	43,168千円（当初予定額 21,197千円）
オ 補正額	21,971千円

#### (2) 秋田県園芸作物価格補償事業費補助金（県単）

ア 対象品目	秋田県の対象品目 28品目 (トマト、キュウリ、えだまめ、メロン、りんどうほか)
イ 対象産地	県内全域
ウ 負担割合	県40%、全農・農協・市町村 各10%、生産者30%
エ 事業費	6,402千円（当初予定額 3,673千円）
オ 補正額	2,729千円

### 2 事業主体

社団法人秋田県青果物価格安定基金協会

### 3 予算額

24,700千円（一般財源）  
〔負担金補助及び交付金 24,700千円〕

### 4 事業年度

平成23年度

## 5 あきたを元気に！農業夢プラン実現事業（拡充）

### 【農林漁業振興臨時対策基金】

水田総合利用課

東日本大震災に伴う停電並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質に汚染された稲わらの流通問題を踏まえ、畜産農家の経営の安定・発展を図るため、次の対策を講じる。

#### 1 事業内容

- (1) ねぎ・アスパラガス周年出荷体制整備事業
  - (2) リンドウ・ダリア全国トップブランド産地育成事業
  - (3) あきたの園芸共同利用設備整備事業
- } 当初予算分

#### (4) 戦略作物生産拡大対策事業（拡充） 9月補正分

放射性物質に汚染された牛肉の流通問題による枝肉価格の低落や飼料価格の高騰など、厳しい経営環境の中で、意欲的に規模拡大に取り組む肥育経営体の設備投資に対して助成する。

- 助成内容 牛舎（120頭規模）、ホイールローダー（1台）
- 補助率 1／3以内

#### (5) 東日本大震災対応緊急対策事業（新規） 9月補正分

##### ア 畜産用自家発電機導入支援事業

東日本大震災に伴う停電によって、県内の畜産農家においても、乳用牛の搾乳停止による乳房炎の発生や冷却停止による生乳廃棄、保温停止による幼畜の死亡等の被害が発生した。

こうした経験を踏まえ、災害時の停電による家畜の死亡や生産性の著しい低下等の被害を未然に防止するため、自家用発電機の導入に対して助成する。

- 助成内容 自家発電機（57台）
- 補助率 1／3以内

##### イ 県産稲わら収集用機械整備事業

他県から購入した稲わらが放射性物質に汚染されていた問題を受け、安全な県産稲わらの完全自給に向け、稲わら収集用機械の整備に対して助成する。



- 助成内容 稲わら収集機（20台）、コンバイン用稲わら結束機（10台）  
※ 1,200t、200ha相当分
- 補助率 1/3以内

## 2 事業主体

(4)、(5)のア：認定農業者等

(5)のイ：認定農業者(法人)、集落営農組織、農作業受託組織、機械共同利用組合

## 3 予算額

45,600千円（繰入金）

〔負担金補助及び交付金 45,600千円〕

## 4 事業年度

平成23～25年度

## 6 カドミウム汚染米買入基準調査分析事業（新規） （土壌環境総合対策事業）

水田総合利用課

食品衛生法における米のカドミウム規格基準の改正を踏まえ、流通防止対策のさらなる強化に向け、現在行っているロット調査の手法を見直すとともに、国の基準よりも厳しい県独自の汚染米の買入（流通）基準を設定するため、23年産米の分析調査を実施し、安全・安心な秋田米の流通を確保する。

### 1 事業内容

- (1) 土壌汚染対策事業
  - (2) 土壌汚染対策調査事業
  - (3) 安全な米生産流通対策事業
  - (4) 安心秋田米確保事業
- } 当初予算分

### (5) カドミウム汚染米買入基準調査分析事業（新規）      9月補正分

#### ア 調査対象

- ・ 23年産米
- ・ 国の規格基準に近い値（0.35～0.4ppm）が検出されたロットの米袋

#### イ 調査数量

- ・ 2,100点（6JA×5ロット×70袋/ロット）
- ・ 6JA：かづの、あきた北、鷹巣町、あきた白神、秋田おぼこ、秋田ふるさと

#### ウ 調査方法

- ・ サンプルングは県がJAの協力のもと実施
- ・ 分析は民間分析会社へ委託

#### エ 調査時期

- ・ 平成23年10月から24年1月末まで
- ・ 2月に調査結果をとりまとめ、県の新たな買入基準に反映

### 2 事業主体

県

### 3 予算額

8,400千円（一般財源）

〔委託費      8,400千円〕

### 4 事業年度

平成23年度

[参考]

## 食品衛生法の改正に対応した カドミウム汚染米のリスク管理対策

米のカドミウム規格基準の改正  
(食品衛生法・農用地土壌汚染防止法)  
1.0ppm未満 → 0.4ppm以下  
(0.4～1.0ppmのカドミウム含有米に係る国の買上事業は22年産米で終了)

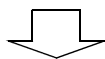
### 1 現在行っている対策のあらまし

#### (1) 客土(恒久)対策

汚染地域指定	1,822ha
恒久対策実施済	1,592ha
〃 実施中	201ha
未実施区域(農振以外等)	29ha

#### 汚染対策地域の指定

- H22～H26 細密調査(県)約3,000ha
- H25～新たな対策地域指定(予定)



#### 恒久対策

- 公害防除特別土地改良事業(客土等)
- H27～ 公特事業実施(予定)

#### (2) 植物浄化対策

- ・ 高吸収稲(長香穀)による土壌修復
- ・ 技術の実証(国・県)
- ・ 技術実証ほの設置～12カ所 3.6ha
- ・ 推進拠点地区の設置～2地区 8ha

#### (3) 生産防止対策(汚染米を出さない)

- ・ 湛水管理の徹底  
13市町 18,500ha 18,200戸  
出穂期前後各3週間(7/15～8/25)
- ・ 湛水管理支援対策事業(県)  
湛水管理巡視員の設置支援
- ・ 有害物質吸収抑制対策事業(国・県)  
カドミウム吸収抑制資材の散布等

#### (4) 流通防止対策(汚染米を流通させない)

- ロット調査(39,000点、85,000トン)
  - ・ 県単ロット調査:300点、556トン
  - ・ JA等による自主ロット調査  
: 39,000点、84,210トン
  - ・ 県によるクロスチェック、制度管理研修
- カドミウム汚染米の買入・処理(県)  
基準値を超えた汚染米の買入・処理
  - ・ 過去3カ年(H20～H22)の平均実績  
:340トン、68百万円
  - ・ 過去5年間(7中5)の平均実績  
:715トン、165百万円

役割分担 県 : 細密調査、恒久対策の推進、汚染米の買入・処理  
市町村 : 生産防止対策(計画策定、湛水管理実施・確認)  
農業団体 : 流通防止対策(自主ロット調査、汚染米仕分け等の徹底)

## 2 新たなリスク管理対策(案)

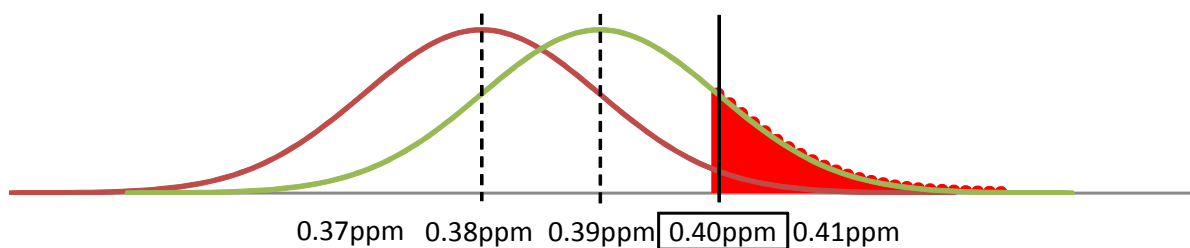
### ① ロット調査手法の見直し

- ロット内の米袋濃度のバラツキを低減するため、ほ場別の出荷(ロット編成)を指導
- 1ロット当たりの米袋数の上限の縮小 250袋→ 150袋/ロット(乾燥機1回分)

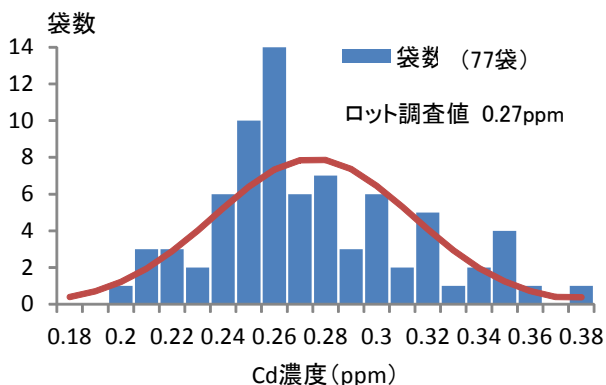
### ② 県の新たな買入基準(基本スキーム案)

- ① 買入目的 ・ 県産米の安全・安心の確保、農家経営の安定
- ② 買入要件 ・ 湛水管理の実施
- ③ 買入対象米穀 ・ 食品衛生法の対象となる米穀  
(主食用米、加工用米、米粉用米等)
- ④ 買入価格 ・ 実勢(相対取引)価格を参考に農家の手取レベル  
・ 汚染米の連続発生への対応  
2年連続発生 → 1/2の買入価格(要検討)  
3年以上発生 → 1/3の買入価格(要検討)
- ⑤ 買入基準濃度 ・ 国(0.4ppm超)よりも厳しい独自基準の設定
- ⑥ 汚染米の処理 ・ 原則焼却、工業用利用も検討

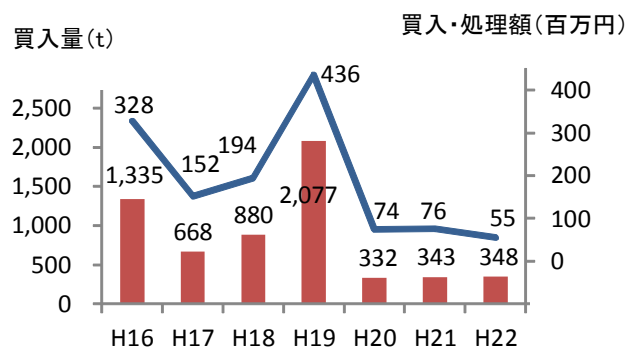
同一ロット内の米袋ごとの濃度のバラツキ(イメージ図)



同一ロット内の米袋ごとの濃度のバラツキ(事例)



これまでの0.4ppm以上のカドミ含有米の発生状況



## 7 肉用牛経営緊急支援対策事業（新規）

【農林漁業振興臨時対策基金】  
【緊急雇用創出臨時対策基金】

畜産振興課

放射性物質に汚染された稲わらの給与による汚染牛肉の流通等により、枝肉価格が下落し、肥育経営体の収益性が著しく悪化しているため、経営資金の融通、牛肉の全頭検査による消費者の信頼確保、汚染稲わら等の処理、県産牛肉のPR活動など、総合的な支援対策を実施する。

### 1 事業内容

#### (1) 肉用牛肥育経営維持拡大対策事業【農林漁業振興臨時対策基金】

肥育農家に無利息で肥育牛の預託を行う農協等に対して利子補給を行い、再生産に向けた素牛導入を支援する。

ア 事業主体：農協等

イ 利子補給率：1 / 2 以内

#### (2) 肉用牛経営緊急支援資金融通事業【農林漁業振興臨時対策基金】

農協等が農家に融資する経営資金に利子補給を行うとともに、農業信用基金協会への貸付保証料を全額助成し、無利子・無担保・無保証人の融資制度を創設する

##### ア 利子助成事業

- ・ 貸付対象：素牛、粗飼料及び配合飼料等の購入に要する経費
- ・ 融資枠：5億円(1頭当たり10万円上限)
- ・ 利子補給率：2.75%以内

##### イ 保証料支援事業

- ・ 貸付保証料：融資金額の0.9%

#### (3) 県産牛肉の安全確保対策事業

県産牛肉の安全性を確保するため、県内にと畜される県産牛について全頭検査を実施し、県産牛肉に対する消費者の信頼を確保する。

ア 検査期間：平成23年11月1日～平成24年3月31日

※ 検査開始までの期間は、予備費で対応中

イ 検査概要：簡易検査による全頭スクリーニングを実施し、国が定めた基準以上の値が検出された場合は精密検査を実施。

#### (4) 汚染牛肉及び稲わら円滑処理事業

汚染稲わらが給与された牛について精密検査機器での検査を実施し、放射線の値が暫定規制値を上回った牛肉の処理と、生産者等が行う汚染稲わらの処理に対して支援を行う。

ア 汚染稲わらを給与した牛肉の精密検査の実施

イ 暫定規制値を上回った牛肉の処理

ウ 汚染稲わらの処理

(5) 稲わら確保緊急対策事業【農林漁業振興臨時対策基金】

県内における稲わらの完全自給に向け、県産稲わらを畜産農家へ供給する営農集団等を育成するため、新たに稲わらを収集する取り組みに対し支援する。

ア 助成単価：定額（5,000円/10a）

イ 助成対象：新規に稲わら収集に取り組む営農集団等

(6) 秋田県産牛肉消費アップ緊急対策事業【農林漁業振興臨時対策基金】

県内外の消費者や販売業者に県産牛肉の安全性をPRし、消費拡大につなげるための販売促進活動等を支援する。

ア 県産牛肉販売促進対策

消費者不安解消へのPR活動及び販売促進活動への助成

- ・ 補助率：1/2以内
- ・ 対象経費：ポスター等PR資材等

イ 県産牛肉安全PR対策

新聞広告を活用した県産牛肉の安全性のPRを実施

(7) 肉用牛経営緊急支援対策サポート事業【緊急雇用創出臨時対策基金】

万全な農家支援と消費者に向けた情報提供等を行うため、牛肉の放射性物質の検査結果等各種データや情報の収集整理、ホームページの更新作業等を行う人員を確保する。

ア 雇用人数 1名

イ 雇用期間 平成23年11月～平成24年3月（5ヵ月）

2 事業主体

- (1)、(2)のア : 農協等  
(2)のイ : 秋田県農業信用基金協会  
(3) : 県（委託先 秋田県分析科学センター、秋田県食肉流通公社）  
(4)のア、(6)のイ : 県  
(4)のイ : 秋田県食肉流通公社  
(4)のウ : 市町村、農家等  
(5) : 営農集団等  
(6)のア : 秋田県食肉流通公社、秋田県畜産農業協同組合  
(7) : 県（直接雇用）

3 予算額

71,516千円

繰入金：農林漁業振興臨時対策基金	22,191千円
〃：緊急雇用創出臨時対策基金	792千円
諸収入：	5千円
一般財源：	48,528千円

- (1) 4, 525千円  
 (負担金補助及び交付金 4, 525千円)
- (2) 5, 668千円  
 (負担金補助及び交付金 5, 668千円)
- (3) 29, 684千円  
 (委託料 29, 684千円)
- (4) 18, 844千円  
 (需用費 2, 052千円)  
 (負担金補助及び交付金 16, 792千円)
- (5) 10, 000千円  
 (負担金補助及び交付金 10, 000千円)
- (6) 1, 998千円  
 (役務費 910千円)  
 (負担金補助及び交付金 1, 088千円)
- (7) 797千円  
 内訳 (・人件費 797千円)  
       賃金 657千円  
       通勤手当 32千円  
       社会保険料等 108千円)

#### 4 事業年度

平成23～28年度

#### 5 債務負担行為限度額

- (1) : 12, 443千円 (24年度分 6, 787千円)  
 (25年度分 5, 656千円)
- (2)のア : 47, 044千円 (24年度分 13, 788千円)  
 (25年度分 13, 468千円)  
 (26年度分 10, 030千円)  
 (27年度分 6, 593千円)  
 (28年度分 3, 165千円)
- (2)のイ : 11, 250千円 (24年度分 4, 500千円)  
 (25年度分 3, 375千円)  
 (26年度分 2, 250千円)  
 (27年度分 1, 125千円)

## 8 緊急農村整備事業（災害復旧支援型）（新規）

農地整備課

6月23日から24日に発生した豪雨により被災した市町村が行う、国の支援の対象とならない農地の小規模な災害復旧について、農家負担の軽減を図るため、市町村の取組を支援する。

### 1 事業内容

#### (1) 対象市町村（次の全てに該当していること）

ア 農地・農業用施設・生活関連施設の補助災害及び小災害の事業費の合計が800万円を超えている市町村

イ 農家助成を実施している市町村

#### (2) 対象額

10万円／箇所以上40万円／箇所未満、かつ市町村の助成下限額が10万円以上の場合はその下限額

#### (3) 対象工種

農地のみ

※ 農業用施設は国の支援があるため対象外（単独災害復旧事業債）

#### (4) 補助率

市町村の助成率以内、かつ最大で事業費の1／3

#### (5) 対象箇所

331箇所

### 2 事業主体

市町村

### 3 予算額

22,570千円（一般財源）

〔負担金補助及び交付金 22,570千円〕

### 4 事業実施

平成23年度



## 9 県魚ハタハタまるごと販売事業（拡充） （戦略水産物資源増大・消費拡大事業）

水産漁港課

本県では、大型で新鮮な「秋田ハタハタ」を独自のブランド魚として、首都圏を中心に、認知度を高めながら販路の開拓に取り組んでいるが、新たに、西日本においてハタハタの漁獲量が本県とほぼ同じ鳥取県と連携して、それぞれの特長を生かしたPR活動を展開するとともに、販売ノウハウを相互に活用することによって、一層の販路拡大につなげる。

### 1 事業内容

- |  |   |       |
|--|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) トラフグ稚魚生産育成放流事業</li> <li>(2) 栽培漁業推進員設置事業</li> <li>(3) 北限のフグ消費拡大事業</li> </ul> | } | 当初予算分 |
| <b><u>(4) 県魚ハタハタまるごと販売事業（拡充）</u></b>   |   | 9月補正分 |

ア 居酒屋・レストラン等への販促活動（当初）

イ 全国規模の商談会への参加（当初）

ウ 秋田・鳥取「ハタハタ」フェアの開催（拡充）

「ハタハタ」メニューを実際に取り扱っている首都圏の飲食店に、新規開拓の飲食店も加えてフェアを開催し、来店者に積極的にハタハタを食べてもらえるようキャンペーンを実施する。

エ 秋田・鳥取「ハタハタ」フェスティバルの開催（新規）

首都圏の消費者にハタハタを知ってもらい、食べてその美味しさを実感してもらおうステージイベントや試食販売等を行うことにより、秋田・鳥取「ハタハタ」フェアへの誘引を図るとともに、量販店等での販売につなげる。

### 2 事業主体

県

### 3 予算額

2,056千円（一般財源）  
〔委託料 2,056千円〕

フェア及びフェスティバルに要する経費

6,000千円

うち鳥取県 3,000千円

うち秋田県 3,000千円

〔当初 944千円〕  
〔9月補正 2,056千円〕

### 4 事業年度

平成22～26年度

<参考>

区 分	秋 田 県	鳥 取 県
漁 法 (主漁期)	底びき網、小型定置網 (11～12月)	底びき網 (1～5月)
長 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型で子持ち、淡泊な味わい</li> <li>・「ハタハタ＝秋田」が全国で認知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脂がのっている</li> <li>・干物に適している</li> </ul>
短 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脂がのっていない</li> <li>・干物に適さない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田産に比べ小型魚が多い</li> <li>・子持ちは獲れない</li> </ul>
料理法	焼き物、鍋、飯寿司等	干物、煮付け、唐揚げ等

# 条 例

# 1 「秋田県卸売市場条例」の一部を改正する条例案について

流通販売課

## 1 改正理由

秋田市中央卸売市場の青果部及び水産物部が地方卸売市場に転換することから、県の権限である転換の許可等に関する手続き規定について、秋田県卸売市場条例の整備を図ることとする。

## 2 改正内容

- (1) 中央卸売市場の地方卸売市場への転換の許可（以下単に「転換の許可」という。）をしたときは、その許可に係る開設者及び卸売業者に対し地方卸売市場の開設の許可証及び地方卸売市場における卸売業者の許可証を交付しなければならないこととする。【第9条関係】
- (2) 転換の許可をしたときは、その許可に係る地方卸売市場の開設の許可及び地方卸売市場の卸売業者の許可をした旨を告示しなければならないこととする。【第30条関係】
- (3) 転換の許可の申請をする者から手数料を徴収することとし、その額を当該申請1件につき30,000円とすることとする。【第31条関係】
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 3 施行期日

この条例の公布の日

## 4 参考

秋田市中央卸売市場の花き部は引き続き、中央卸売市場として存続する。

## 【参 考】

# 秋田市中心卸売市場から地方卸売市場への転換について

## 1 地方卸売市場化の背景

- ① 食料品流通の多様化と、卸売市場を経由しない取引の拡大  
(専業小売店が減少し、スーパー・コンビニ等の業態別の多品目流通が拡大)
- ② 流通コストに対する関心の高まり  
(低価格での食料供給に対する期待 ～ 国内農産物の需要拡大)
- ③ 物流の広域化に伴い、大都市を中心に拠点的な卸売市場が形成
- ④ 卸売市場の取扱金額減少による経営の悪化  
(H3 : 621億円、H21 : 310億円 (秋田市中心卸売市場))

平成16年の卸売市場法の改正で、卸売市場改革・物流の効率化に向けて、中央卸売市場から地方卸売市場への転換を進めるための手続き規定を整備。

**秋田市中心卸売市場でも平成24年4月からの地方卸売市場化を決定**

## 2 中央卸売市場と地方卸売市場の主な相違点

	中央卸売市場	地方卸売市場
定 義	農林水産大臣の認可を受けて、都道府県又は人口20万人以上を有する自治体が開設する卸売市場	都道府県知事の許可を受けて、一定規模以上の卸売場(青果市場330㎡、水産200㎡等)を持つ卸売市場
市場の設置 ・ 監督	開設主体は地方自治体 農林水産大臣の監督	開設主体は民間企業や第三セクター等 知事の監督
開設者の認可等	①開設者：国の認可 ②卸売業者：国の許可 ③仲卸業者：開設者許可(法33条に規定) ④売買参加者：開設者承認	①開設者：県の許可 ②卸売業者：県の許可 ③仲卸業者、売買参加者：開設者承認(県条例で「買受人」と規定) ※秋田市の条例では仲卸業者を規定

### 3 地方卸売市場へ転換する経緯について

- 平成18年 5月 秋田市において、「中央卸売市場のあり方に関する研究会」を設置
- 平成21年 3月 秋田市中心卸売市場運営協議会専門部会で、「地方卸売市場への移行については、スピード感を持って進めることが肝要」とする最終報告。
- 平成22年 7月 卸売業者、仲卸業者等で構成する秋田市中心市場協会の「市場転換に伴う検討委員会」で、地方卸売市場への転換時期を平成24年4月とした。
- 平成22年 7月 秋田市中心卸売市場運営協議会が、地方卸売市場への転換時期に異存のない旨を了承。
- 平成22年 8月 秋田市議会教育産業委員会で審議を行い、地方卸売市場への転換について了承。
- 平成22年 8月 秋田市から農林水産省に対し、「秋田市中心卸売市場の地方卸売市場への転換」について報告。
- 平成22年10月 国の審議会において、第8次中央卸売市場整備計画を変更
- 平成22年11月 県の審議会において、第8次秋田県卸売市場整備計画を変更
- 平成23年 9月 秋田市公設地方卸売市場業務条例を秋田市議会に提案

〈今後の予定〉

- 平成23年11月頃 秋田市から県に転換の許可申請
- 平成24年 4月 秋田市公設地方卸売市場開設

### 4 その他

秋田市中心卸売市場には、青果部、水産物部、花き部の3部門があるが、地方卸売市場に転換するのは青果部、水産物部の2部門のみ。花き部は引き続き中央卸売市場としての運営を継続する。